令和４年第６回弥彦村議会（９月）定例会

議　事　日　程　（第５号）

令和４年９月１６日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第４２号　弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　２　議案第４３号　弥彦村職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第　３　議案第４７号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）
日程第　４　議案第４８号　令和４年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　５　議案第４９号　令和４年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第　６　議案第５０号　令和４年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　７　議案第５２号　令和４年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第２号）
日程第　８　議案第５３号　令和４年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第　９　請願第　１号　「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願
（以上９案件　総務文教常任委員長報告）
日程第１０　議案第４４号　弥彦村子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第４５号　弥彦村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１２　議案第４６号　弥彦村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
（以上３案件　厚生産業常任委員長報告）
日程第１３　議案第５１号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）
（以上１案件　競輪特別委員長報告）
日程第１４　発委第　２号　コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書
日程第１５　議員派遣の件について
日程第１６　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
日程第１７　総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について
日程第１８　厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（８名）

２番	古川七郎	３番	那須裕美子
４番	丸山浩	５番	板倉恵一
６番	柏木文男	７番	小熊正
９番	本多隆峰	１０番	安達丈夫

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	教育長	林順一
総務部長	志田馨	産業部長	髙橋信弘
総務課長	斎藤雄希	デジタル行政推進課長	宇野誠
税務課長	浜田禎介	防災課長	小林健仁
住民課長	小出将浩	福祉課長	坂爪明博
健康推進課長	松井裕美子	農業振興課長	鈴木光英
観光商工課主幹	丸山竜一	建設企業課長	丸山栄一
公営競技事務所長	柳川治美	会計管理者	水沢正一
教育課長	富田憲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤和恵	書記	春日史子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから、令和４年第６回弥彦村議会９月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は８名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　最初に、日程第１、議案第42号　弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第９、請願第１号　「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願までの条例２案件、補正予算６案件、請願１案件を一括して議題といたします。

以上の９案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

それでは、板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一議員）　おはようございます。

それでは、令和４年第６回９月定例会総務文教常任委員会審査報告を行います。

本委員会は、９月定例会において付託された議案を審査するため、去る９月９日午前９時15分から委員会室において、厚生産業常任委員会と連合により開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は３名、欠席委員は１名であります。

説明のため出席した者、産業部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は条例２案件、補正予算６案件、請願１案件であります。

委員長開会宣言の後、付託された９案件につきましては、８月29日に議案説明会、会期初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

付託された条例２案件についての審査では、弥彦村職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正で、定数を６定数増の108人とするが、教育委員会部門の定数が変わっていない理由はとの質疑に、新規事業となる図書館運営は図書館法の枠に収まらない全く新しい図書館を目指しているため、教育委員会に属さない職員で行う。このほか農業営農指導職員の採用のため、村長部局

の定数を増やすものであるとの答弁でした。

次に、補正予算６案件についての審査では、敬老会の実施内容はとの質疑に、弥彦競輪場セダーハウスを会場に、地区別に分け開催する。内容は米寿のお祝い、芸能人のトークショー、参加者によるカラオケ大会を予定している。また、競輪場の食堂に協力いただき、ラーメンやおでんの振る舞いも行うという予定であるとの答弁でした。

枝豆共同選果場の視察の有料化を検討してはどうか。また、視察申込の際に、弥彦村への宿泊をあっせんしてはどうかとの質疑に、来訪者の多くは農業関係の地方公共団体であり、個々の地域が抱える農業問題の解決の糸口になればとの思いからおいでいただいている。多くの地域や関係者との交流を図ることは、弥彦村にとってもメリットであることなので、有料化とする考えは持っていない。また、弥彦村への宿泊あっせんについては、弥彦温泉をアピールするよい機会となるため、積極的に取り組んでいきたいとの答弁でした。

続いて、農産物加工施設建設のため、用地2,906.46㎡の用地購入費として計上するものと説明を受けた。用地購入費として妥当な費用なのかとの質疑に、10アール200万円の用地購入費は米年間売上のおおむね18年分に相当するため、用地購入費として妥当と考えるとの答弁でした。

続いて、県の消費喚起・需要拡大プロジェクト応援事業で採択され、ＰＲ、イベントを実行委員会での実施事業と説明があったが、イベントの内容は。また、県内、県外どこで行うのかとの質疑に対して、首都圏、関西圏、中京圏での枝豆キャラバン、10月２日にヤホールで開催予定のえだまめまつりのほか、ＦＭラジオでのキャンペーン、ＳＮＳでのプロモーションを実施しているとの答弁でありました。

続きまして、おもてなし広場前の道路は県道であるのに、なぜ横断歩道の経費を村が負担するのかとの質疑に対して、県道ではあるが、お客様の安全を考慮し、あくまでも村の要望として駐車場からおもてなし広場へ行くための横断歩道の移動及び拡幅を行うものである、だから村が負担することとなるとの答弁でありました。

続いて、桜井郷温泉の湯量増加を図るため、揚湯ポンプ交換、揚湯試験並びに調査委託の工事費計上と説明があったが、現在の温泉の湯量はどうなのかとの質疑に、湧出量は落ち着いた状態で、最大毎分およそ500リットルをポンプで揚湯している。弥彦村は温泉を供給する責任があり、将来に備えた揚湯ポンプ交換などを目的に試験、調査を実施するとの答弁でありました。

続いて、普通交付税3,433万5,000円増額とあるが、競輪収益を一般会計へ繰り入れようとしている。これによって交付税減額が予想されるかとの質疑に、今回補正をお願いする普通交付税については、競輪収益の影響は受けない。特別交付税については、競輪の収益が増えると交付額は減額される。競輪事業は好調であるので、当初予算において、例年より減額して計上しているとの答弁でありました。

次に、道路照明灯やカーブミラー等の修繕費が計上されたが、何か所分であるのかとの質疑に、今年度は道路照明灯17か所を修繕しており、９月以降については、昨年度の修繕実績から、道路照明灯25か所、カーブミラー２か所を見込み、計上したものであるとの答弁でした。

続いて、マイナンバーカード申請相談業務委託料50万円を増額したが、その内容は。また、この業務はデジタル行政推進課で対応できないのかとの質疑に対して、携帯販売店の販売員１名ないし２名程度を役場に派遣してもらい、申請方法の相談を行っていただく費用である。この費用については、国の補助金の対象経費とすることが可能であるため、当課員で対応するよりも、スマートフォンの操作に詳しい販売員にお願いするのがよいと考えているとの答弁でありました。

続いて、高齢者のスマートフォン活用促進助成金の対象はとの質疑に、助成金の対象については、高齢者がスマートフォンを利用してマイナンバーカードを申請し、交付されることを要件としている。マイナンバーカード普及促進の一環として実施するものであり、マイナンバーカードを既に取得されている方については、対象外となるとの答弁でありました。

次に、弥彦村の申請は何％なのかとの質疑に、８月末現在の申請は49.3％であるとの答弁でありました。

続いて、図書館に高額な天然木を利用した机は必要なのかとの質疑に、設計者や村民の代表等で組織される会議において協議したところ、可能な限り天然木を使用した家具類の導入を目指すこととなった。費用は上がってしまうが、愛着を持って接してもらえ、長い目で見れば村の財産になると考えているとの答弁でした。

続きまして、ブックディレクター委託料の内容説明があったが、選書やレイアウト等は図書館長や村民の意見や意向によりできないものかとの質疑に対して、ブックディレクターは本のエキスパートである。１人の専門家への委託を予定しており、図書館オープンまでブックディレクターから指導を受け、様々なノウハウを吸収できればと考えているとの答弁でありました。

続きまして、以前ＧＩＧＡスクールを設置するときに、通信障害について質問があったと記憶している。現状はどうなのかとの質疑に、現状、通常の授業中には通信が途切れるなどの障害は出ていない。しかし、以前全校で一斉に動画を視聴した際など、一部画像が固まったり、通信が途切れるなどの障害が発生したため、より快適なネットワーク構築を目指し、今回調査するものであるとの答弁でした。

次に、今まで特別支援学級の児童は校外学習はしなかったのか。また、今までも校外学習が行われていたのならば、支援員はどのように対応していたのかという質疑に対して、今までも特別支援学級の児童は校外学習に行っており、支援員も子供たちの安全確保のために同行していた。今回学校側からの要望で、子供たちを新幹線に乗車させたいということから、不足する旅費について予算計上したものであるとの答弁でありました。

続きまして、旧鈴木家住宅の現状調査費を計上されたが、今後の旧鈴木家の教育委員会の考えを聞きたいとの質疑に対して、教育委員会としては今回の調査結果を踏まえ、今後村が旧鈴木家住宅を保護するかどうかについて、弥彦村文化財保護審議会において、その価値や活用といった視点から審議してもらうことを考えているとの答弁でした。

次に、請願１件についての審査では、質疑はございませんでした。

以上が付託案件の主な審査内容でありました。

本委員会の閉会時間は12時６分でありました。

討論・採決については、９月12日本会議後に委員会を開催し、討論はなく、採決の結果、村長の提案のとおり全て可決することに決定いたしました。

また、請願案件については討論はなく、採択することに決定し、最終日に意見書を発案することといたしました。

なお、最後に会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して、継続審査の申入れをすることといたしました。

報告は以上であります。

令和４年９月16日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま委員長から審査結果について報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております９案件に対する委員長の報告は可決及び採択であります。

お諮りいたします。これより９案件を、弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、弥彦村職員定数条例の一部を改正する条例について、一般会計補正予算、特別会計補正予算及び下水道事業会計補正予算、請願に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

最初に日程第１、議案第42号　弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての条例１案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案１件の委員長報告は可決であります。

議案第42号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第２、議案第43号　弥彦村職員定数条例の一部を改正する条例についての条例１案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案１件の委員長報告は可決であります。

議案第43号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（安達丈夫議員）　起立多数と認めます。

したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第３、議案第47号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

本案について、本多隆峰議員から修正動議が提出されておりますので、これを本案件と併せて議題といたします。

修正案について説明を求めます。

９番、本多隆峰議員。

○９番（本多隆峰議員）　修正動議。

議案第47号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）に対する修正動議を、地方自治法第115条の３及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

枝豆加工施設及び新会社設立は、小林村長以外は成し得ない事業であります。また、その事業内容は伺っており理解しております。しかし、現時点では新会社設立は成されておらず、事業の責任主体が定まっておりません。この事業は多額の資金がかかり、事業の採算性についても詳細な説明がありません。このような状況で用地買収、造成工事に先行着手することは、到底賛成で

きません。

更に、１月に村長選挙を控え、その結果を待たずして行うことは、責任ある現職の選択とは思えません。村長選挙後に村民に負託された上で、未定事項を解決し、着手するべきと考えます。

よって、議案第47号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）中、第６款１項４目12節委託料863万5,000円、14節工事請負費6,700万円等、別紙のとおり削除を求める修正案を提出し、修正案に賛成いたします。

なお、それ以外の原案は賛成いたします。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　これより修正案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に、原案に賛成の方の発言を許します。

古川議員。

○２番（古川七郎議員）　議案第47号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）、枝豆加工施設工事及び工事施工委託料について、村長提案に賛成する立場より、修正案への反対討論を行います。

まず、この討論に入る前に、緊急動議を提出された本多議員にお尋ねします。

私たち村会議員は何のために議員に選出され、何のために議員活動を行っているのかということであります。本多議員はどのようにお考えなのでしょうか。

私は、次に述べるように、議員たるものかくあるべしとの信念を持っております。すなわち、議員たるもの、村全体のこと、全村民のこと、これに自ら住んでいる地域、地域住民のための議員活動であるべきということであります。一つの賛否を問うとき、判断の基準として真っ先に来るのは村民のためになるか、村のためになるかであります。

私は議員として、以上のことを前提に考えると、本多議員の緊急動議は全く違った意図でなされているとしか私は考えられません。

本多議員の説明は、あと４か月後に村長選挙があるのだから、その選挙で当選した村長が次の議会で自らの信念によって、提案するかボツにするかを決めるべきというものであります。一見極めてまともな意見、提案のようにも受け取られます。しかし、この意見、提案は本当に弥彦村の農業、将来継続者を輩出する村の農業振興に資するものかどうかの検討を一切排除しています。単なる常識論を声高に叫んでいるだけであります。

村長は令和４年度に入ってからは、その発言の中にしばしば、私の現在の任期は来年３月までとの言葉が出ていました。それは皆さんもよくご承知のことであります。実際に保育園、小学校、中学校の給食費完全無料化を決められた際にも、適用期限は来年３月末までとしています。４月

以降については、新村長の判断に任せると述べられています。

来年１月の村長選の重さを重々承知しているのに、なぜ枝豆加工場建設の土地造成を急ぐのだか、村長にお尋ねしました。

答えは１、稲刈りを終えて、直ちに田んぼの買収工事に入らなければならない。予算の裏づけのない買収は売却税を免除されない。したがって、この９月の補正で成立が絶対条件である。

２番、買収不可能ならば、その田んぼは令和５年度も稲が植えられる。来年９月の議会までの承認を受けなければ買収ができず、その土地の造成は令和６年度に延びる。

３番、このため実際の加工場建設は令和７年となる。

４番、この結果、工場の本格稼働は令和７年と大幅に延びるとの説明でありました。

また、村長は常々、枝豆をはじめとする園芸作物の加工販売事業は、行政と全く異質のものであると発言をされています。市場で、スーパーで、コンビニなどで枝豆の売り買いでは、弥彦村、弥彦の生産者の思惑などは一切無視されます。ビジネス界出身の私には痛いほど分かります。

村長は議会での発言の中で、ビジネスはタイミング、全くそのとおりです。ビジネスというのは、と言われてきました。なぜ今がチャンスなのかも懇切丁寧に説明されました。しかるに、今後の信じられない操業開始の遅れは、村の農村部人口減対策の切り札である枝豆の中京、関西、九州、あるいは沖縄への決定的な遅れとなります。

急速冷凍設備活用による市場の枝豆価格暴落対策、遠隔地市場の新規開発、全てが頓挫することは避けられません。弥彦の枝豆産地化、農業後継者の出てくる明るい農業は夢に終わりかねません。

13日の本会議終了後、議員同士の議論がありました。緊急動議を強硬に主張する本多議員に私は尋ねました。私の問いは、枝豆農業の深刻な打撃をどう考えているかでありました。私の質問に対して本多議員は、そんなことは知るかと答えられました。

〔「そんなことは言ってない」と言う人あり〕

○２番（古川七郎議員）　言いました。これが選挙で選ばれた議員の態度、言葉でありましょうか。

村長は１月の村長選挙で、枝豆による弥彦農業の再生の是非を焦点の一つに掲げて、選挙戦に臨むと言われています。私は立候補する。対立候補はこれに対し、どういった農業政策、それも枝豆振興策といった具体的な政策を打ち出してくるか、関心を持って私は見守りたいと思っております。

私は、枝豆による農業所得の大幅向上による後継者づくり、それにより、村内農村部の人口ゼロ回避、更には農業の活性化による弥彦村全体の盛り上げを実現するため、村長提案の議案第47号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）、原案に賛成するものであります。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　次に、原案修正案に反対の方の発言を許します。

発言はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がないので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がないので、次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言はありません。

ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号について採決いたします。

まず、本多隆峰議員から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。

修正案に賛成の皆さんは起立を願います。

修正案に賛成の皆さんは起立をしてください。

〔起立多数〕

○議長（安達丈夫議員）　４名。起立多数と認めます。

したがって、修正案は可決することに決定いたしました。

産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　ただいまの修正動議可決に対して、議案元であります農業振興課を統括する産業部長といたしまして、ちょっと疑問を感じましたので、確認のために反問をお許しいただきたいのですが。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま反問の申出がありましたが、ここで反問の場でないと思われるので、反問の却下をさせていただきます。よろしくお願いします。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決いたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第４、議案第48号　令和４年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）から日程第８、議案第53号　令和４年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第１号）までの補正予算５案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号から議案第53号について一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案５件の委員長報告は可決であります。

議案第48号から議案第53号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第48号から議案第53号までの補正予算５案件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第９、請願第１号について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第１号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案１件の委員長報告は採択であります。

請願１号は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、請願第１号は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　続いて、日程第10、議案第44号　弥彦村子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第46号　弥彦村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてまでの条例３案件を一括して議題といたします。

以上３案件につきましては、厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審

査結果についてご報告をお願いいたします。

柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男議員）　では、報告をさせていただきます。

令和４年第６回９月定例会厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、９月定例会において付託された議案を審査するため、去る９月９日午前９時３分から委員会室において、総務文教常任委員会と連合により開催をいたしましたので、報告をいたします。

出席委員は４名、欠席１名であります。

説明のため出席した者、産業部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会において付託された条例３案件を審査しましたが、質疑はありませんでした。

本委員会の閉会時刻は午前９時７分でした。

討論、採決については、９月12日に委員会を開催し、条例３案件についての討論はなく、採決の結果、村長提案のとおり可決することに決定をいたしました。

また、会期外の所管事務調査については、最終日の本会議に、議長に対して継続調査の申入れをすることといたしました。

以上が報告であります。

令和４年９月16日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております３案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

お諮りいたします。これより３案件を一括して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

それでは、日程第10、議案第44号　弥彦村子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第46号　弥彦村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてまでの条例３案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号から議案第46号までの条例３案件について一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案３件の委員長報告は可決であります。

議案第44号から議案第46号までの条例３案件は、委員長報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第44号から議案第46号までの条例３案件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第13、議案第51号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いします。

本多競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（本多隆峰議員）　令和４年第６回９月定例会競輪特別委員会審査報告。

本委員会は、９月定例会において付託された議案を審査するため、去る９月９日午後１時26分から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は７名、欠席委員は１名であります。

説明のため出席した者、村長、産業部長、総務課長、公営競技事務所長及び副所長２名であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は補正予算の１件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された１案件については、議案説明会及び初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

鹿苑側入場口新設工事費とあるが、完成後は通年開放とするのか。また、今の状態では、神社側からの誘客は少ないと思われるが、誘導するための看板等の設置などを考えているのか。神社敷地内には設置はできないと思われるが、どのように考えているのかとの質疑に、完成したら通年で開放する予定である。また、誘導看板等の設置については、公道や神社敷地内は難しいと思

うので、競輪場敷地内や駐車場からの動線を考慮し設置したい。今後インターネット等を利用して、誘客を図りたいとの答弁でした。

次に、温泉設備新設工事設計監理業務委託料は、宿舎に温泉を引くことだと思うが、どのような経緯でこれに至ったのかとの質疑に、競輪事業は以前の本場主義から、ミッドナイト競輪の開催でインターネット投票が普及し、大きな転換期を迎えている。これからの競輪は、人気、実力のある選手に参加してもらうことで、売上が大きく変わっていくと考える。そのためには、落車時の救急医療体制を充実させ、安心して参加できるようにすること。また、選手に選手宿舎をより快適に使用してもらえるよう源泉かけ流しの風呂を提供し、弥彦競輪に好印象を持ってもらうことが重要であるとの答弁でした。

弥彦競輪に参加する選手のための先行投資として、おおいに価値あることだと思うので、是非とも実現していただきたいとの意見でした。

鹿苑側入場口新設工事のほかに、今後神社側入場口改修工事が追加される予定があるのかとの質疑に、現時点では改修工事追加の予定はないとの答弁でした。

この新設工事の設計管理料は1,000万円となっていたが、減額されると考えてよろしいかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁でした。

宿舎増築工事調査・設計委託料であるが、競輪宿舎に居室を増築するものとの説明であったが、規模、総予算はどのようになる計画かとの質疑に、規模としては、記念競輪等の開催時に約30名が分宿利用となったため、今後のことを考え、40名程度を収容できる施設を考えている。構造その他については、関係者の意見を取り入れながら詳細を決めていく予定である。建設場所は、現在の宿舎中庭を考えているとの答弁でした。

次に、質疑、討論はなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

担当所長から報告事項について説明があり、質問に入りました。

今回の温泉は、宿舎でのみ使用されるのかとの質問に、宿舎のみの利用で考えている。湯神社温泉との兼ね合いもあるため、配慮したいとの答弁でした。

以上が報告事項の審査内容でした。

本委員会の閉会時刻は午後２時12分でした。

報告は以上であります。

令和４年９月16日、競輪特別委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　今ほど委員長から審査結果について報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。これより採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

議案第51号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案１件に対する委員長報告は可決であります。

議案第51号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎発委第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第14、発委第２号　コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提出者、総務文教常任委員長、板倉恵一さんから提案されております。

これより、提案者から趣旨説明をお願いいたします。

５番、板倉恵一議員。

○５番（板倉恵一議員）　それでは、弥彦村議会議長、安達丈夫様。

提出者、総務文教常任委員長、板倉恵一。

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書を提出したいと思います。

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第７項及び弥彦村議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

写しが皆さんのお手元に渡っていると思いますので、要旨については省略して、要望のみについて述べたいというふうに思います。

１、私立高校生への就学支援金制度を拡充してください。

（１）年収590万円を超える世帯への支援金を増額してください。

（２）私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくしてください。

２、私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。

３、私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和４年９月16日。

新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由としては、意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものであります。

提出先については、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

あわせて、新潟県知事には、１、学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。

（１）年収590万円未満世帯において、施設整備費及び入学金の負担を軽減するため、助成対象の拡大と助成の増額を行ってください。

（２）国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満世帯に対して、県の上乗せ助成を行ってください。

２、私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和４年９月16日。

新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由としては、意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものであります。

提出先、新潟県知事。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、発委第２号について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第２号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発委第２号について、総務文教委員長の提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、発委第２号は可決することに決定をいたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第16、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第18、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの３案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長並びに各常任委員長から、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎教育長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで、教育長の再任を初日に決議いたしましたが、再任のご挨拶をいただかなかったので、ここで林教育長から改めてご挨拶をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

○教育長（林　順一）　議会初日の日に、教育長再任ということで承認いただきまして、改めて身の引き締まる思いをしているところであります。

せっかくの機会を与えていただきましたので、私のほうで、少し今取り組んでいる中身に関わって、特に村長が大事にされている非認知能力の育成というあたりに関わって、皆さんに報告と

いう形で少し時間をいただきたいなと、こんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

粘り強さ、意欲、社会性といった非認知能力の育成は、村長公約に掲げていただいているところでありますけれども、このことについて、教育委員会でどのような取組をしているか、改めて幾つか紹介させていただきたいと思います。

一つは、小中連携一貫教育の推進です。これは中学校卒業時の姿を、弥彦を愛し、夢や志を持ってつながりを広げる強くたくましい子供として教育活動を展開する取組です。具体的には、小学校低学年、中高学年、中学生の各発達段階に応じて課題解決する力、粘り強さ、関わる力、振り返る力、この４つの力をつけることを意識して、小・中学校では学び合い学習、学級活動や行事活動、ふるさと学習などを展開しています。

最近で顕著な取組は、ＩＣＴ教育になろうかなと思っています。端末を活用したオンライン学習を小中ともいつでもできる環境に今現在なっております。皆様方には本当に感謝申し上げます。

先般も、小学校１年生が学年閉鎖を行いましたが、保護者の協力もあり、学年閉鎖中オンライン学習で、家庭と学校をつないでの学習を行うことができました。特にこのことに関わって、非認知能力と結びつきに関わると思われるのが情報モラルの育成なんでありますが、現在小中一貫したカリキュラムづくりに取り組んでいるところです。

２つ目は、特に幼児段階での教育というものが重要だというふうに言われております。このことに関しては、３保育園で幼児一人一人が意欲的に遊ぶ、そして、友達と楽しく関わるという活動を大事にしています。そのため、新潟青陵幼稚園の小嶋先生を講師に、公開保育を行って、よりよい環境づくりや保育士さんの資質向上に努めています。

また、新潟医療福祉大学の左近研究室の皆さんから指導をいただいて、園児の体力づくり、運動技能向上のための取組も始めました。園児は意欲的に楽しく取り組んでいます。ただ、今は残念ながら休止していますが、ウイルス感染が落ち着いたらまた再開する予定であります。

そのほか、保育園の全担任が保護者一人一人と面談する機会も設定していただきました。幼児の成長を保護者と保育園、共有する機会を積極的に設けていっています。

３つ目は、特別支援教育の推進です。保育園と小・中学校、そして関係機関とが一体となって、支援が必要な児童・生徒にきめ細かなサポートができる体制づくりに努めています。中心となるのが弥彦村保小中特別支援教育連携会議であります。ここには保育園長、そして小・中学校の管理職、担当者、それから児童発達支援の担当者、相談支援専門員、それから福祉課、健康推進課、教育委員会担当者等、行政メンバーも入っております。適切な支援の在り方やそれぞれの連携の在り方について、意見交換をしています。

更に、特別な支援が必要な児童・生徒については、個別の教育支援計画を作成しました。学校と個々の家庭がお子さんの成長の様子について、その計画を基に話合いができる、こういう取組も行っています。現在は、必要な児童・生徒全員分が作成されています。関係機関との連携の際にも活用しております。

また、きめ細かな指導をするためには、地域の大人の方々の個々、子供たちへの関わりというのが大変重要だというふうに考えています。先般弥彦小学校内に、地域の方がいつでも来られる教室を１つ設けました。議会の皆様にも是非顔を見せていただければありがたいなというふうに思っています。

そのほか、特に今日、親子関係の在り方、特にお母さんを中心にして子育てに関わって孤立感、やっぱり非常に不安を持っている方、増えているなという感じを持っています。こういう方々への支援の在り方についても、今後行政の連携、それからまた関係機関とも結びつきをまた更に広げながら、進めていかなければいけないなというふうに思っています。

その中で、非認知能力、ますます今大事な部分かなと思っていますので、ここがいけば、私は学力等がもちろんついていくものだと、私は逆にそう思っています。そんなことで、これからもご支援、また皆様方のご意見もいただければありがたいなと思っています。

すみません、長くなりましたが、今の取組について報告させていただいて、再任の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　これをもって、９月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　９月定例会でたくさんのこちらから提案させていただきました議案について議論いただきまして、ありがとうございました。

ただ残念ながら、本多隆峰議員からの修正動議について、小熊正議員、丸山浩議員、那須裕美子議員が賛成されて葬り去られましたことについては、私としては承知できませんので、次の補欠選挙が終わりましたら、11月初めに予定されています臨時議会及びそこで否決されましたら12月の議会に同様な提案をさせていただきたいと思います。

とにかく３年、今、古川議員が討論の中で言っていただきましたが、３年以上延びると、これは絶対農家を守るためには許せないことだと私は思っています。農家だけでは、それからもう一つは、来年に枝豆の作付面積大体30ha、これは最初、共同選果場をつくるときに議員の皆様に説明しましたように、30haの新たな増加分が予定されています。

しかも、弥彦村は去年と今年で村外から新規就農者、合わせて６人来ておられます。こんなケースは新潟県ではありません。みんな枝豆なんです。枝豆によって農業をやりたいという方が新潟に来ています。農家の方、今言った新規就農者、これから枝豆をやりたいと考えておられる農家の方、この方たちを守るためには、どうしても造成をこの冬中にやらなければならないと、これは確信を持っています。

皆様反対の理由は伺いましたけれども、基本的には反対、ものそのものには反対ということで

はないと思います。それは、村民の皆さんがどのように判断されるか分かりませんけれども、私としてはこの事業、完成させて成功させるためには、どんなことがあっても、今年の冬中に造成に着手しなければならないと、それが弥彦の農家の方を守るための私の責任であるというふうに思っています。

11月のとき、またひとつ、よろしくどうぞお願いします。

それからもう一つ、隆峰議員からの中で、最初の修正動議の提案の中で、この加工関係の事業は、小林村長じゃなきゃできないと高く評価していただきました。ありがとうございました。

終わります。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　それでは、最後に議長からご挨拶を申し上げます。

皆さんのご協力によりまして、滞りなく９月定例会を終了することができました。

渡邊富之議員がご逝去され、誠に惜しい方を失い、いまだに信じ難いところであります。ここに改めてご生前のご厚情に深く感謝するとともに、故人のご功績をしのび、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本定例会は決算認定７件、条例４件、補正予算７件、人事１件の計19案件の審議がなされ、18件は村長提案のとおり可決いたしました。

令和４年度一般会計補正予算では、農産物加工施設建設用地買収費及び同加工施設設計委託料等について修正動議がなされ、これらの経費は予備費として補正予算となり、決定いたしました。

そして、請願については、私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書が発議され、採決の結果、意見書を提出することに決定いたしました。

なお、一般質問では、６名の方から村の重点施策に関わる質問や今後の事業の発展に関係する質問がありました。今後の弥彦村発展や弥彦村の安寧につながるところであります。

それから、図書館建設工事が始まり、明るく活気のある弥彦村となっております。

今後の行事等においては、議会議員の２名の欠員となったため、村議会議員補欠選挙が行われます。

台風14号は新潟への影響が少ないことを願っておるところでございます。

そして、11月に入りますと、菊まつり、公園のもみじ狩りなど秋の行事が行われ、観光弥彦が大きく賑わい、来客が期待されるところであります。

議員各位におかれましては、今後とも村民の生活安定と村の発展のために、ご尽力をいただきたいと思っております。

閉会の挨拶を以上とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　それでは、以上をもちまして、令和４年第６回弥彦村議会９月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１１時１４分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　安　　達　　丈　　夫

署名議員　　板　　倉　　恵　　一

署名議員　　柏　　木　　文　　男